

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:5件(個人:5件)

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○個人【5件】

■「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案			
1	通信網の負荷低減の為、データ量の規制を設けるべき。 【個人】	配信においては、通信網の負担低減のため、CDN(コンテンツデリバリーネットワーク)を活用したアクセス集中対策(オリジンサーバとエンドユーザの間に多数のキャッシュサーバーを配置することによりトラフィックを分散)を実施しています。また、災害時等において、配信するコンテンツのビットレートを低下させること等により、配信の継続を維持する対策についても検討が行われています。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
2	いずれの省令案も、視聴者が安定して放送番組の配信を受けられるような環境の整備に資するので賛成する。 特に、放送番組等の配信の品質に関する技術基準を定める省令案については、第5条で柔軟な対応が取れるようになっているので評価する。 もっとも、将来的には音声信号が 5.1 チャンネルサラウンドに対応するとより良いのではないかと思います。 【個人】	本案について、御賛同の意見と承ります。	無

全体意見・その他の意見			
1	「放送番組の同時・見逃し配信の必須業務化」については、特に必要のない事項だと思います。その前に、放送事業者（NHKを含む）の虚偽・偏向報道・問題行動等への行政指導・法整備が優先事項だと思います。 例をあげれば、 1 裏金問題の報道 与野党とも同じことをおこなっていても、与党においては「裏金」と報道し野党においては「不記述記載」と報道。 2 中国人の爆買い報道 転売行為を持ち上げ報道し、企業の利益損失を与えている。 3 NHKの軍艦島報道 裁判に敗訴しても、訂正報道を行わない。 今回の放送法改正を行う前に、放送事業者に対しての行政指導・法令整備が優先だと思います。 【個人】	本案は、放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案についてお示したものです。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
2	放送は国民を洗脳教育する為のものではなく国民の知る権利に寄与するものであるべきなのに著しく公平性を欠いた放送をしているにも係わらず受信料を取ること自体が完全に異常ですが受信料を徴収しているのだから見逃し配信などもその内で行うのが当然でしょう諸々改めることが無いのなら無くなって結構です 【個人】	本案は、放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案についてお示したものです。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
3	日本における放送関連会社の情報モラルは非常に低く、これは近年といったものではなく業界そのものの性質のようにも感じております。特にテレビ等では、いわゆる「マスゴミ」という言葉に代表されるように、記者団の悪質かつ低能な質問に会見側が無駄に辟易させられるなど、一視聴者から見ても無駄としか感じられない、全く	本案は、放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案についてお示したものです。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	建設的でない時間が多く存在していると思われます。この体質的改善策として、放送業務に関わる業者に情報モラルに関する免許制を導入していただきたくお願いいたします。これは他国でも既に導入されている制度ですので、先行事例を十分にご検討いただき、情報を扱うことに対する意識を高めていただきたいと思います。 【個人】	
--	--	--